

内閣法等の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）	1
○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）	3
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）	6
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）	7

改正後	改正前
<p>第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。</p> <p>2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣情報通信政策監について準用する。</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p> <p>3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務</p>	<p>(新設)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p> <p>3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に</p>

<p>について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p>	<p>関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>
<p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p>	<p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第二十条 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p>
<p>第二十一条 (略)</p>	<p>第二十条 (略)</p>
<p>第二十二条 (略)</p>	<p>第二十一条 (略)</p>
<p>第二十三条 (略)</p>	<p>第二十二条 (略)</p>
<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第二十三条 (略)</p>

改正案	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第二十五条―第三十条)</p> <p>五(条)</p> <p>第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(第三十六条)</p> <p>条)</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務(高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。)</p> <p>()のうち次に掲げる事項に係るもの及び第三十一条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第三十条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。</p> <p>一 府省横断的な計画の作成</p> <p>二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成</p> <p>三 施策の実施に関する指針の作成</p> <p>四 施策の評価</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第二十五条―第三十条)</p> <p>四(条)</p> <p>第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(第三十五条)</p> <p>条)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(新設)</p>

3 前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関する意見を述べることができる。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 本部長は、第二十六条第二項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員)

第三十条 (略)

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

二 内閣情報通信政策監

三 (略)

(地方公共団体への協力)

第三十二条 地方公共団体は、第十一条に規定する施策の策定又は実施のため

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長)

第二十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員)

第三十条 (略)

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

(新設)

二 (略)

(新設)

に必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2| 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(事務)

第三十三条 (略)

(主任の大臣)

第三十四条 (略)

(政令への委任)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

(事務)

第三十二条 (略)

(主任の大臣)

第三十三条 (略)

(政令への委任)

第三十四条 (略)

第三十五条 (略)

改正案	改正前
<p>(一般職及び特別職) 第二条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 五 (略) 五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 五の三 十七 (略)</p> <p>④ ⑦ (略)</p>	<p>(一般職及び特別職) 第二条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 五 (略) 五の二 内閣危機管理監 五の三 十七 (略)</p> <p>④ ⑦ (略)</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律

改正案

<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。) ()の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 八〜七十五 (略)</p>		
<p>別表第一 (第三条関係)</p> <p>官職名</p> <p>(略)</p> <p>検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>		<p>俸給月額</p> <p>(略)</p> <p>一、二二二、〇〇〇円</p>
(略)	(略)	(略)

改正前

<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。) ()の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 内閣危機管理監 八〜七十五 (略)</p>		
<p>別表第一 (第三条関係)</p> <p>官職名</p> <p>(略)</p> <p>検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>		<p>俸給月額</p> <p>(略)</p> <p>一、二二二、〇〇〇円</p>
(略)	(略)	(略)